

## 第五十一回 参議院建設委員会議録第六号

(一四八)

昭和四十一年三月十日(木曜日)

午前十時二十七分開会

委員の異動

三月四日

辞任

白木義一郎君

補欠選任

二宮文造君

出席者は左のとおり。

委員長  
理事

中村順造君

二宮文造君

石井桂君

稻浦鹿藏君

山内一郎君

小酒井義男君

内田俊朗君

大森久司君

奥村悦造君

小山邦太郎君

平泉正文君

竹田達田君

前川旦君

片山武夫君

瀬戸山三男君

谷垣専一君

竹内藤男君

古賀雷四郎君

尾之内由紀夫君

尚明君

常任委員会専門  
中島博君本日の会議に付した案件  
(内閣送付、予備審査)

○海岸法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○都市開発資金の貸付けに関する法律案(内閣送付、予備審査)

○住宅金融公庫法及び産業労働者住宅資金融通法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○日本住宅公団法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○委員長(中村順造君) ただいまから建設委員会を開会いたします。  
委員の異動について報告いたします。  
三月四日、白木義一郎君が委員を辞任され、その補欠として二宮文造君が選任されました。

○委員長(中村順造君) 本委員会に予備付託されております法律案五件について、提案理由の説明を聽取いたします。

○国務大臣(瀬戸山三男君) まず、海岸法の一部を改正する法律案の説明をお願いいたします。

○理事(小酒井義男君) 次に、都市開発資金の貸付けに関する法律案の説明を願います。

○国務大臣(瀬戸山三男君) また、海岸法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

○国務大臣(瀬戸山三男君) 御承知のとおり、わが国は四面海に囲まれ、気候風土はもちろん社会経済全般にわたり海の影響を受けるところ大なるものがあり、特に最近の臨海地帯における産業経済の目ざましい発展にかんがみましても、津波、高潮、波浪その他海水また

は地盤の変動による被害から海岸を防護する海岸保全の重要性は、きわめて大きなものがあります。そのため、昭和三十一年に海岸法が制定され、海岸の管理責任が明確になるとともに、海岸保全施設の推進がはかられていますのであります。

○海岸法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○都市開発資金の貸付けに関する法律案(内閣送付、予備審査)

○住宅金融公庫法及び産業労働者住宅資金融通法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○日本住宅公団法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○委員長(中村順造君) ただいまから建設委員会を開会いたします。  
委員の異動について報告いたします。  
三月四日、白木義一郎君が委員を辞任され、その補欠として二宮文造君が選任されました。

○委員長(中村順造君) 本委員会に予備付託されております法律案五件について、提案理由の説明を聽取いたします。

○国務大臣(瀬戸山三男君) まず、海岸法の一部を改正する法律案の説明をお願いいたします。

○理事(小酒井義男君) 次に、都市開発資金の貸付けに関する法律案の説明を願います。

○国務大臣(瀬戸山三男君) また、海岸法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

○国務大臣(瀬戸山三男君) 最近における大都市への著しい人口の集中に伴い、市街地の再開発を推進するとともに、都市形成の骨格となるべき主要な公共施設を計画的に整備することが緊急の要請となつております。

○国務大臣(瀬戸山三男君) 東京、大阪等の既成市街地には多数の工場が混

在して公害を発生させるなど、環境悪化の原因となつておりますので、これらの地域から他の地域へ移転しようとする工場等の敷地を地方公共団体が買収することによって、工場等の移転を促進す

ることとともに、移転あと地を将来総合的な計画に基づいて行なわれる市街地の整備改善のために利用されることにより、市街地の再開発を計画的に推進することが必要であります。

また、都市計画として決定された主要な公共施設の予定地については、地方公共団体がこれを買取ることによって予定地内における建築等を抑制し、将来主要な公共施設の整備の計画的な施行を確保する必要があります。

このように、大都市における都市の機能を維持し、及び増進するために行なわれる事業の用に供される土地を地方公共団体が先行的に取得する場合において、国が地方公共団体に対して、長期、低利の資金を貸し付けることとする必要がありますので、ここにこの法律案を提出した次第であります。

○委員長(中村順造君) 以下、この法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一は、国は、地方公共団体に対し、首都圏の工業等制限区域または近畿圏の工場等制限区域内の工場等の敷地で、計画的に整備改善をはかる必要がある区域内にあるもの及び政令で定める都

市、市街地の再開発を推進するとともに、都市形

成の骨格となるべき主要な公共施設を計画的に整備することが緊急の要請となつております。

第二は、貸し付け金の利率及び償還方法について定めております。

なお、この法律によります貸し付けに関する政

府の経理を明確にするため、都市開発資金融通特

別会計を設置することとし、今国会に都市開発資金の通特別会計法案を提出しております。

以上が都市開発資金の貸付けに関する法律案の提案の理由及びその要旨がありますが、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださるようお願いいたします。

○理事(小酒井義男君) 次に、交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法案の説明を願います。

○政府委員(谷垣專一君) ただいま議題になりました交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

最近の道路における交通事故の増加は著しく、昨年の交通事故による死傷者は、死者一万二千五百人、負傷者四十一万人にのぼっており、大きな社会問題となつております。

人命の尊重は何ものにも優先すべき事柄であり、国民の大きな不安のもととなつてゐる交通事故については、早急にその防止対策を講ずる必要があります。

このよだな交通事故のうちには、横断歩道橋、信号機、歩道その他の交通安全施設が整備されていて、その発生を防止できたと思われるものもあります。

来から都道府県公安委員会及び道路管理者におきましては、交通安全施設を整備し、道路における交通環境を改善するようつとめてまいつたのであります。が、遺憾ながら地方公共団体の財政的理由等により交通安全施設等の整備が著しく立ちあくれているのが現状であります。

このよだな現状にかんがみ、政府としましては、現に交通事故が多発している道路その他緊急に交通の安全を確保する必要がある道路につきましては、整備事業の実施に關して必要な事項を定め、もつてこれらの事業を飛躍的に促進する必要があると考え、この法律案を提出することいたしました。

次に、この法律案の要旨について申し上げます。

第一に、国家公安委員会及び建設大臣は、緊急に交通の安全を確保する必要があると認められる道路を、都道府県公安委員会及び道路管理者の意見を聞いて、昭和四十一年度以降三カ年間にわたり交通安全施設等整備事業を実施すべき道路として指定することとした。

第二に、国家公安委員会及び建設大臣は、昭和四十一年度以降三カ年間にわたり実施すべき交通安全施設等整備事業に関する計画の案を作成し、閣議の決定を求めるべきこととしたしました。

第三に、都道府県公安委員会及び道路管理者は、指定された道路について、協議により実施計画を作成して、この計画に従つて交通安全施設等整備事業を実施しなければならないこととしたしました。

第四に、交通安全施設等整備事業に要する費用についての国負担または補助について、特別の定めをして事業の促進をはかることとしたしました。

以上がこの法律案を提案する理由及びその要旨であります。が、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださるようお願いいたします。

○理事(小酒井義男君) 次に、住宅金融公庫法及び産業労働者住宅資金融通法の一部を改正する法律案の説明を願います。

○政府委員(谷垣專一君) ただいま議題となりました住宅金融公庫法及び産業労働者住宅資金融通法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申します。

住宅金融公庫は、昭和二十五年設立以来、国民が建設する住宅に必要な資金及び産業労働者住宅に必要な資金を融通する等により住生活の安定と

社会福祉の増進に寄与してまいつたのであります。

この法律案は、最近の公庫の貸し付け金に対する

要望及び公庫の業務運営の実情にかんがみ、公庫の業務の範囲を拡大するとともに、既存の貸し付け制度の改善等を行なうとするものであります。

その要旨を申し上げますと、まず、住宅金融公庫法の一部改正であります。第一は、公庫の融資を受けて建設される団地の居住者の利便を増進するため、賃貸住宅または分譲住宅の団地の建設に伴つて必要となる幼稚園及び児童保育施設の建設資金を融通する道を開くこととするものであります。その貸し付け限度額は、住宅の場合と同様とし、利率は年六分五厘、償還期間は十年以内としております。

第二は、大規模な宅地造成事業、すなわち、新住宅市街地開発事業またはこれに準する事業を行なう場合には、宅地造成に伴つて居住者の利便に供する施設及び道路、公園、下水道等の整備が必要となりますので、現在実施している学校施設への融資のほかに、幼稚園その他の利便施設の建設及び道路、公園、下水道等の公共施設の整備についても融資の道を開こうとするものであります。

その貸し付け利率も現行の年七分五厘を年六分五厘に引き下げるのことといたしております。

第三は、公共的な賃貸住宅または分譲住宅と一体となって建設される中高層耐火建築物等の非住宅部分、すなわち、店舗、事務所等について、その貸し付け限度額を現行の八割から九割に引き上げることにより、市街地の高密度利用を一そく促進することとするものであります。

第四は、一般の中高層耐火建築物等の適正な使用を確保するため、住宅部分の用途変更についての規制を強化し、非住宅部分の用途変更の場合と同様に、建物全体の貸し付け金について繰り上げ償還の請求ができるようにするものであります。

第五は、公庫の宅地造成事業量の増大に対処し、宅地造成融資部門の増強をはかるため理事を一名増員するとともに、役員の欠格条項につきましても、これらの事業を飛躍的に促進する必要があると考え、この法律案を提出することとした第あります。

次に、産業労働者住宅資金融通法の一部改正であります。が、公庫の貸し付け対象を拡大し、新たに、事業者等がその使用している従業員に対し、住宅を建設し、または購入して譲渡しようとする場合に、その建設資金または購入資金を融通する道を開き、事業者等の協力と相まって労働者の持家取得を容易にしようとするものであります。

この場合の貸し付け条件は、従来の社宅建設融資の場合と同様としております。また、これらの譲渡条件等につきましては、譲渡を受ける者の負担能力を考慮して適正に定めることとしております。

これらの改正に伴い、北海道防寒住宅建設等促進法について、北海道において建設される幼稚園等の利便施設は、北海道の気象に適したものでなければならぬものとする等、所要の改正を行なうとともに、登録税法、租税特別措置法及び地方税法について、事業者等がその従業員に譲渡するための住宅及びその敷地にかかる登録税及び不動産取得税の減免について所要の改正を行なうこととしております。

以上がこの法律案の提案の理由及びその要旨であります。が、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださるようお願い申し上げます。

○理事(小酒井義男君) 次に、日本住宅公團法の一部を改正する法律案の説明を願います。

○政府委員(谷垣專一君) ただいま議題となりました日本住宅公團法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申します。

まず第一に、公團が行なう住宅の建設及び宅地造成とあわせて整備されるべき公共の用に供する施設の整備等を公團の業務に加えることとしたしました。

公團が住宅の建設または宅地の開発を行なうにあたつては、道路、下水道等の公共の用に供する施設が適切に整備されることが必要であります。で、これらの施設の整備等を公團が施行すること

ができるようになります。

次に、新住宅市街地開発事業及び首都圏、近畿圏における工業団地造成事業を施行することを公団の業務の範囲に規定することいたしました。

公団は、新住宅市街地開発法、首都圏市街地開発区域整備法並びに近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律においてそれぞれ事業の施行者として規定されておりましたので、公団法におきましても、これを明らかにすることとしたものであります。

次に、公団の副総裁を一名増員することといたしました。

公団が宅地開発事業を強力に推進してまいりましたには、従来の組織機構では不十分でありますので、これを担当する必要がありますので、これを拡充強化する必要があります。宅地開発部門を拡充強化する必要があることを公団が建設する家屋で、國、地方公共団体が公用または公共の用に供するものを不動産取得税の非課税の対象に加えることといたしました。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○理事(小酒井義男君) ただいま提案理由の説明を聽取いたしました法律案五件についての質疑は、後日譲ります。

〔速記中止〕

○理事(小酒井義男君) 速記を起こしてください。  
い。 それは、本日はこれにて散会いたします。

午前十時四十六分散会

三月四日本委員会に左の案件を付託された。

一、国道四十五号線整備に関する請願(第八九〇号)

に關する(第八九一号)	
第八九〇号	昭和四十一年二月二十四日受理
国道四十五号線整備に関する請願	紹介議員 津島 文治君
請願者 青森市長島町一青森県議会議長	毛内豊吉外五名
国道四十五号線の道路整備事業費を大幅に増額のうえ、早期に完工されることを要望する。	理由

域格差是正を期する諸方策を強く推進しているが、これが基盤をなす輸送路の確保が先決問題である。本路線沿線に位置する八戸地区新産業都市の発展、函館と大間を結ぶフェリーボートによる北海道との交易促進さらには下北半島における産業、観光等の開発促進のうえから一日も早く本路線の国道指定を切望している。

本路線は、昭和三十七年一級国道に昇格し、昭和三十八年から直轄事業として整備が実施されている。本路線は、奥羽、東北地方における冬期積雪寒冷等による被害が比較的まれな地域を縦貫しており、北には八戸地区、南には仙塩地区的両新産都市を擁し、沿線の三陸沿岸は、水産、林産、鉱産その他豊富な資源と天然の觀光資源に恵まれ、その利用度は高く評価されているが、道路現況の不備のため、その開発が遅れ、他地域との格差が大きくなっているのが現状である。産業の基盤である本国道の整備こそは、この低開発地域である沿線地域ひいては東北全域の産業、経済、文化の開発を推進し、地域格差是正の緊急な施策であり、また、本事業の完成は地域住民の切なる願望である。

第八九一号 昭和四十一年二月二十四日受理  
青森県八戸市、野辺地町間道路の国道指定に関する請願

紹介議員 津島 文治君

請願者 青森市長島町一青森県議会議長

毛内豊吉外五名

午前十時四十六分散会  
三月四日本委員会に左の案件を付託された。  
一、国道四十五号線整備に関する請願(第八九〇号)  
一、青森県八戸市、野辺地町間道路の国道指定

昭和四十一年三月十四日印刷

昭和四十一年三月十五日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局